

10 防災・防疫対策等の推進について

令和5年においても、線状降水帯を伴う記録的な大雨により、土石流や河川の氾濫など、全国各地で甚大な被害が発生している。

近年、我が国は毎年のように様々な災害に見舞われており、地方公共団体においては、突然発生する大規模自然災害に備え、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、国と一丸となって国土強靱化に取り組み、防災・減災の徹底を図ることが求められている。

併せて、これまで国民は「防衛（侵略・テロから国民を守る）」と「防災（自然災害から国民を守る）」を国防と考えてきた。しかし、国の内外で猛威をふるったCOVID-19（新型コロナウイルス感染症）を経験し、疾病から国民を守る「防疫」もまた、国民の生命・健康・財産、そして仕事・雇用を守る上で、防衛・防災と並ぶ極めて重要な国防であると痛感している。

今や、「防衛」・「防災」・「防疫」は国防の三本柱である。

このため、住民の生命及び財産に係る被害を最小限にとどめるための地震対策や風水害対策等を推進するとともに、防疫対策の充実が必要である。

よって、次の事項について特段の措置を講じられたい。

地震・風水害対策等の推進について

1 地域の国土強靱化の取組への支援

国土の強靱化を中長期的な視点に立って、更に強力に進めていくため、地域の実情に応じ国土強靱化地域計画に盛り込まれた事業の着実な推進が図られるよう、5か年加速化対策に基づく、財政上の支援措置の充実を図るとともに、必要な予算・財源を別枠で安定的に確保し、予算の円滑な事業執行が図られるよう弾力的な措置を講ずること。さらに、大規模自然災害発生時の首都機能維持のためのバックアップ体制

の強化を進めるとともに、地方部における交通ネットワークの強化を進めること。

また、強靱な国土形成を実現するためには、中長期的な見通しのもと、国土強靱化地域計画に位置付けられた事業・取組を強力かつ計画的に推進する必要があることから、5か年加速化対策完了後も、後継となる国土強靱化実施中期計画において、地方の実情を踏まえた上で計画の期間や事業規模等を明確に定めるとともに、必要となる予算・財源を確保し、必要額を確実に配分すること。

加えて、5か年加速化対策を計画的かつ着実に推進するため、事業採択前に必要な調査・設計など多額の地方単独費を要する業務について、補助・交付金や地方債充当の対象とするなど、地方財政措置の充実・強化を図ること。

緊急防災・減災事業債については、対象事業が拡大されることとなったが、国土の強靱化を図るため、今後より強力かつ計画的に推進していくことが必要である。このため、引き続き、必要に応じて対象事業を更に拡大するなど地域の実情に応じた柔軟な対応を図ること。

また、地方が引き続き、防災・減災、国土強靱化対策に取り組めるよう、緊急防災・減災事業債、緊急自然災害防止対策事業債、緊急浚渫推進事業債の事業期間を延長すること。

2 地震・津波対策の充実・強化

- (1) 地方公共団体が、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン(第1版)」に基づく事前避難等の防災対応を実施するに当たり、実効性を担保するための財政上の支援措置等を講じること。

南海トラフ地震臨時情報に対して、住民が正しい理解のもと適切な行動が取れるよう、国において丁寧な周知を継続して行うとともに、地方自治体が発揮する啓発に対して支援を行うこ

と。

- (2) 防潮堤・海岸防災林の整備や大規模建築物の耐震化などのハード対策、消防団等の地域防災力充実強化や災害対策用資機材の整備などのソフト対策、高台への移転など、事前に防災や減災に資する対策を地方公共団体が重点的に進めるための財政上の支援措置等を講じること。
- (3) 「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく津波災害警戒区域等の指定を促進し、同法の実効性を高めるため、施設の安全性確保対策や区域指定による人口流出及び風評被害等の防止対策へ財政上の支援措置等を講じるとともに、地域の実情に応じた対策が円滑に進むよう、関係省庁の連携を強化すること。
- (4) 消防防災ヘリコプターの安全対策を充実するため、2人操縦体制の構築・継続、安全管理体制の強化等に係る費用への財政支援を拡充すること。また、ヘリコプターの操縦士を安定的に確保・養成できるよう、防衛省をはじめ関係省庁と連携を強化し、自衛隊OBの採用や操縦技能の向上を支援する仕組みを早期に構築すること。
- (5) 若年世代をはじめとした防災人材を育成するため、地方公共団体が行う取組に対して、過去の災害の教訓を伝える教材等の提供や講師の確保等の支援を行うとともに、啓発活動支援の推進を図ること。
- (6) 平時のみならず、土砂災害、河川氾濫、津波などの災害時においても、医療機関の機能が確実に発揮されるよう、国として、当該施設を新たに設置又は移転する場合における立地基準や地域住民との合意形成の必要性等を盛り込んだ指針を示すこと。
- (7) 南海トラフ地震や首都直下地震等による大規模災害から速やかな復旧・復興を図るため、地籍調査の迅速かつ重点的な実施を促進するよう、国庫補助率の引上げ等、制度の拡充を図ること。

- (8) 地籍調査の促進を図るため、国土調査法第 19 条第 5 項指定に係る指定手続きの簡素化や調査費補助金の地域要件の拡充を図ること。
- (9) 大地震時における滑動崩落による宅地の被害を軽減するため、地方公共団体が行う大規模盛土造成地の安全対策が着実に進むよう、宅地耐震化推進事業における補助率や上限額の引上げ、補助要件の緩和等、制度の更なる拡充を図ること。
- (10) 国の地震被害想定の変更等にあたっては、各都県ごとの地震津波対策の進捗や評価を反映すること。

3 災害に強い電力供給体制の充実・強化

- (1) 災害に強い電力供給体制の構築に向け、電気事業者に対し適切な指導を行うとともに、支障木の予防伐採や復旧作業を迅速に進められるよう、国において地方公共団体や事業者等の関係者間の役割及び費用負担の在り方を示すなど、必要な支援等を行うこと。

また、地方公共団体の他、停電による影響が大きいライフライン関係施設や病院・診療所、社会福祉施設、避難所等における非常用電源の確保に対する支援等の充実を図ること。
- (2) 災害時も停電のない、エネルギー自立型の住宅・ビル・街を実現するため、太陽光発電・蓄電池システムや外部への電源供給が可能な自動車の価格低減を促す取組などを推進すること。
- (3) 豪雨時に停電が発生しても、内水氾濫等による大規模な浸水被害を回避できるよう、排水機場ポンプの稼働に必要な非常用電源の確保や複数の系統からの電力供給にかかる費用に対する支援の充実を図ること。

4 災害時における物流体制及び事業継続体制の充実・強化

- (1) 発災直後から、支援物資を個々の避難所まで迅速かつ円滑に輸送することができるよう、物資の発注から集荷・輸送・到着までの物流に関する情報を、国、地方公共団体及び民間物流事業者等が共有し、連携して物流管理を行う仕組みの構築を国において引き続き進めること。
- (2) 重要物流道路及びその代替・補完路の追加指定に当たっては、新広域道路交通計画に位置付けた一般広域道路の事業中及び供用区間を早期に重要物流道路に指定する等、地方の意見を十分に反映すること。また、災害時における被災地への支援物資輸送や、経済活動の継続性を確保するため、重要物流道路の事業中区間における補助制度を拡充する等、災害時にも機能する強靱な道路ネットワークの構築や無電柱化を推進するための予算を十分に確保すること。
- (3) 自然災害や感染症などのリスクへの対応が、中小企業・小規模事業者においても非常に重要となっていることから、中小企業等に対する事業継続計画（BCP）策定へのインセンティブを拡充すること。

5 避難所等の運営体制の充実・強化

- (1) 自主防災組織が自助・共助の機能を発揮し、市町村と適切に役割分担を行い、また男女共同参画の視点に立って避難所運営ができるよう、住民の意識啓発や、自主防災組織の育成に係る財政支援措置の拡充を図ること。
- (2) 障害者、高齢者及び妊産婦・乳幼児等の要配慮者の避難行動や避難生活の支援並びに福祉避難所の指定拡大及び円滑な運営体制確保のため、福祉人材の派遣に関する全国的に統一したスキームの構築をすること。

また、福祉避難所として多くの避難者を受け入れる社会福祉施設等では、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生リスクを抑えるため、避難者の受け入れを行うにあたって、特に注意が必要な要配慮者等に対し、必要な場合に迅速にPCR等検査を実施できる体制の整備を進めるとともに、実施に要する経費については確実に財政措置を講じること。

- (3) 日本語に不慣れな外国人に対応するため、ハザードマップや避難経路等の災害情報の「やさしい日本語」及び多言語による発信や各種緊急防災情報の記載統一、災害時の避難所における通訳の確保や食文化への配慮等について、財政面も含めて地方公共団体が進める災害時の外国人支援の取組への支援策を講じること。
- (4) 感染症の流行に備え、避難所における感染防止対策を図るため、有効な間仕切り、手指消毒液、マスク、非接触式体温計等の備蓄や調達及び避難者を受け入れる施設の整備・拡充に必要な財政措置を継続すること。また、避難所における「3つの密」を避けるため、避難所の確保に向けてホテルや旅館、民間施設及び教育関係施設等の理解や協力が得られるよう、関係団体に働きかけるとともに、避難所として使用する際に必要となる費用に対し、必要な財政措置を継続すること。
- (5) 避難所や在宅の避難者の二次的な健康被害の発生を防止する上で、保健活動や福祉支援は必要不可欠であることから、災害救助法を含めた法的な支援として明確に位置づけること。
- (6) 災害ボランティアセンターの設置・運営に係る経費、資器材の購入等の基盤整備費用及び災害ボランティアの活動環境整備費用について、災害救助費の対象とすること。

6 災害時における広域応援・受援体制の確立

- (1) 国における広域応援の実施に対応する専属組織の設置と被災地への応援の調整・指示の一元化を行うこと。
- (2) 都道府県と市町村が一体となって実施する広域応援・受援体制の確立に向けた支援を行うこと。
- (3) 被災した地方公共団体の支援を実施した地方公共団体に対して、その応援に要した経費の全額を国が負担する制度の創設を行うこと。
- (4) 災害派遣福祉チームや災害派遣医療チーム、災害派遣精神医療チーム等の傷害保険料について、災害救助費の対象とすること。

7 被災者生活再建支援等の充実・強化

- (1) 被災者生活再建支援制度の支援金支給対象について、当該制度が適用される災害に際しては、被災区域全域を対象とすること。
また、損害割合 20%台の半壊を含め、半壊全てを支援対象とするよう、引き続き検討すること。
- (2) 住家被害認定調査及び罹災証明書の発行業務は、各種の被災者生活再建支援業務に不可欠であるため、これらの業務に要する経費を災害救助費の対象とすること。
- (3) 支援漏れや支援の重複を防ぐなど被災者支援を効率化するため、地方公共団体の区域を越えた広域避難等にも対応できる「被災者台帳システム」の導入及び運用のための技術支援及び財政支援を行うこと。
- (4) 応急的な住まいを解消し、居住の安定を図るため、災害公営住宅の建設について、技術的・財政的支援を行い、採択条件となる滅失住戸の判定について、条件を緩和するなど弾力的な運用とすること。
- (5) 災害時における被災者の住宅確保において、セーフティネット

登録住宅の家賃低廉化補助制度をより活用し易くするため、適用条件を緩和するなど弾力的な運用とすること。

- (6) 地域の被害実態に応じた支援を措置できるよう、中小企業に関する激甚災害の指定の基準を緩和すること。また、激甚災害に指定されない場合でも、一定の被害を受けた事業者に対する支援制度を拡充すること。

8 風水害対策の充実・強化

- (1) 近年の気候変動に伴い激甚化・頻発化する風水害・土砂災害リスクの増大に備えるため、「流域治水」の考え方にに基づき、地方公共団体が実施する河川、下水道、海岸、砂防、ため池、排水機場及び治山などの施設整備・改築及び荒廃森林の整備、流域内の雨水貯留浸透施設整備などのハード対策や、浸水想定区域図やハザードマップの策定などのソフト対策が進められるよう、必要な財源を確保し、必要額を確実に配分すること。

また、洪水氾濫と土砂災害、山地災害による複合災害対策に関する研究の推進と技術的・財政的な支援の充実を行うこと。

- (2) ダム等の堆砂については、ダム管理者による対応が原則であるが、地形や気象などの要因により、ダム管理者による対応だけで解消することが困難であり、洪水等災害発生の恐れがある場合、総合的な土砂管理の観点から、積極的に支援すること。

また、国が設置許可したダムについては、ダム管理者に対し、防災上の適切な指導を行うこと。

- (3) 警戒レベルを用いた避難情報の発令について、住民が正しく理解し、適正な住民の避難行動につながるよう、一層の周知啓発を図ること。
- (4) 公共施設等の災害復旧事業について、制度の拡充や財政措置、人的支援等の充実強化を図ること。

- (5) 国立公園で発生した自然災害については、早期に利用再開が図られるよう、管理者である国が主体的に関係者間の調整を図るとともに、応急対応や復旧事業の実施、公園利用者への周知等を実施すること。

また、国立公園の多くを占める国有林において、治山事業や流木除去の実施など、適切な管理を国において積極的に行うこと。
- (6) 河川整備を促進し、抜本的な治水対策を進めるとともに、洪水時の災害対応を迅速かつ的確に行うため、水系一貫管理の原則に基づき、国管理区間と県管理区間が混在する大河川のいわゆる中抜け区間等について、想定される被害の規模や地域の実情に応じ、国による一元管理とすること。
- (7) 雨量や水位等の河川防災情報が不十分な中小河川流域において、適切な住民避難に資するための情報として、気象庁が発信する危険度分布等が有用であることから、リアルタイム・ピンポイントの河川防災情報の提供に向けた洪水予測の精度向上を図るとともに、住民及び地方公共団体に分かりやすく発信すること。
- (8) 漁場における流沈木の処理について、財政的な支援の充実を図ること。

9 火山噴火対策の充実・強化

- (1) 火山噴火現象を的確に把握するため、常時観測火山における観測体制の充実・強化を図るとともに、常時観測火山以外の活火山についても活動状況の変化を効果的に覚知できるような対策を講じること。また、国や自治体からの火山関連情報・避難情報を迅速かつ効果的に住民や登山者等に情報伝達できる対策を講じるとともに、自治体の実施する対策への財政支援措置を講じること。
- (2) 火山現象に関し専門的な知識又は技術を有する人材の育成や継

続的な確保、人材活用について、地方公共団体への支援を含め推進すること。

(3) 避難計画の策定に当たっては、避難経路や避難場所の設定等に関する具体的な検討について技術的な助言を行うなど、計画完成までの継続的な支援を実施すること。

(4) 噴火による広域かつ甚大な被害が想定される火山については、住民避難が円滑かつ迅速に実施できるよう、国が主体となって、ハザードマップや広域避難計画を作成すること。

また、大規模噴火に伴う降灰によって、健康被害や交通、電力などインフラへの甚大な影響が生じることが想定されるため、大量降灰の除去・処分方法や資機材・処分場所の確保等の対応策を早期に進めること。

(5) 住民や登山者等の生命を守るため、地方公共団体や民間が行う通信環境及び避難施設・避難路の整備、ハザードマップの作成、避難訓練の実施など、実効性のある警戒避難体制の整備について、技術的・財政的な支援の充実を図ること。

また、国立公園のうち特別保護地区及び第一種特別地域においては、国が避難施設等の整備を積極的に推進すること。

(6) 以上の火山噴火対策について、国や地方公共団体、公共機関等の役割分担を明確にしつつ、計画的に事前対策を実施できるよう、活動火山特別措置法の改正の趣旨に鑑み、より一層、火山噴火対策の充実を図ること。

10 原子力発電所の安全確保及び防災対策の強化

(1) 原子力発電施設に係る新規制基準については、徹底した福島第一原子力発電所事故の原因の究明を行い、最新の知見を、適切に規制基準に反映するとともに、新規制基準への適合性に係る審査申請に対しては、科学的知見に基づいた厳正な審査を行う

こと。

さらに、政府の要請により停止している浜岡原子力発電所については、政府が停止要請をした文書において実施するとしている事業者の対策についての厳正な評価、確認を行い、その結果を文書により提示すること。

- (2) 原子炉の廃止措置については、厳格な審査の下、安全確保に万全を期すとともに、使用済燃料やその再処理に伴い発生する高レベル放射性廃棄物、原子炉の解体に伴い発生する廃棄物の最終処分方法を早期に確立すること。
- (3) 原子力防災対策の基本となる原子力災害対策指針については、最新の知見や国内外の状況等を踏まえ、今後も継続的に改定していくとともに、改定の際には事前に地方公共団体等に説明し、聴取した意見を適切に反映していくこと。なお、UPZ外において必要に応じ実施するとされている防護対策について、改めて検討を行うこと。

また、同指針において、最も基本的な防護措置としている屋内退避については、鉄筋コンクリート構造で陽圧化した放射線防護対策施設に加え、木造住宅を含む一般住宅においても、住民が安心して退避できるよう、屋内退避の重要性や効果に関するデータを具体的に示すとともに、長期にわたる場合や大規模地震との複合災害時も含め、具体的な実施方針をあらかじめ示すこと。

- (4) 広域避難計画の策定や避難ルート等の検討、モニタリングの実施などには放射性物質の拡散を予測する情報が必要と考えられるため、「拡散計算も含めた情報提供の在り方」を検討する国の分科会の報告等があったが、引き続き関係地方公共団体の意見を十分聴いた上で、具体的な検討を進め、必要な対策を講じること。

また、民間事業者との協力体制の確立について、「民間事業者の協力」を検討する国の分科会の報告等を踏まえ、民間事業者等が原子力災害に対応する際の被ばく線量限度の法制化など、引き続き具体的な検討を進め、必要な対策を講じること。

- (5) 広域避難計画に基づく他都県への避難を円滑に行うため、国が積極的かつ主体的に、避難先、避難経路、避難手段の確保や、避難退域時検査の体制整備、並びに避難に係る道路等のインフラの整備を行い、広域的な防災体制を整備すること。併せて、国が前面に立ち、事業者、防災関係機関、関係地方公共団体等と連携した実践的な訓練を行い、広域的な防災体制の検証を行うこと。
- (6) 安定ヨウ素剤の事前配布の対象となる区域や、住民の範囲については、判断基準を明確化するとともに、国において、配布に係る住民や地方公共団体の負担を軽減できる方法を早急に提示すること。
- (7) 地方公共団体が防災対策に要する経費については、原子力災害対策重点区域外での対策に要する経費や職員の人件費も含め、確実に財源措置を行うこと。なお、原子力発電施設等緊急時安全対策交付金については、防災資機材の効率的な整備を行うため、都道府県から市町村に対する間接交付を認めるなど、運用の改善を図ること。
- (8) 昨今の世界情勢を踏まえ、武力攻撃に対する我が国の原子力施設の安全確保の考え方について改めて検証すること。
- (9) 上記(1)～(8)の措置等を講じるに当たっては、国民に対し、その過程も含めて徹底的に情報を開示するとともに、説明会やシンポジウムを開催し、国民の理解を得るよう、最大限の努力をすること。

1 1 盛土対策の強化

現状、危険な盛土に対する安全対策等についての財政支援措置がされているところであるが、今後、宅地造成及び特定盛土等規制法で厳しく盛土を規制していくこととなり、最終的な解決手段である行政代執行の自治体負担の増加も想定されることから、継続的な財政支援を実施すること。

また、各実施要領、法関連通知が示されているが、法を運用するに当たって判断に苦慮する事項もあり、各県等から様々な意見・質問が出されていることから、地域の実情を踏まえつつも、「危険な盛土を全国一律の基準により包括的に規制する」という立法趣旨を損なわないよう、各県等からの意見・質問を踏まえた統一的な運用指針等を明らかにすること。

1 2 広域避難体制の強化

近年、災害が激甚化、広域化しており都道府県域を越えた避難が必要となる場合が想定される。

このため、災害発生時に円滑な避難が実施できるよう、国が司令塔として調整を行い、避難先、避難経路、避難手段を確保し、広域的な防災体制を整備すること。併せて、国が前面に立ち、事業者、防災関係機関、関係地方公共団体等と連携した実践的な訓練を行い、広域的な防災体制の検証を行うこと。

防疫対策等の推進について

1 防疫に対する財政措置等

- (1) 我が国の防衛費は、ロシアによるウクライナ侵略など、厳しい安全保障環境に対応していくため、令和5年度から大幅に増額されたが、新たな感染症から国民の生命・健康を守るため、「防疫」に対し防衛費と同様に十分な財政措置を講じること。

(2) 新型コロナウイルス感染症では、ワクチンや治療薬の多くは外国から輸入されたものである。他国頼みの政策は、毎回輸入に頼らざるを得なくなり、安全保障上の観点から大きなリスクを負うことになる。

一方、我が国は、世界トップレベルのライフサイエンスに関する学問水準と研究・開発能力を有しており、研究開発資金の不足等の障壁を取り除くことにより、その能力が十分に発揮されることが期待できる。

今後の新興の感染症に備えるためにも、感染の有無を把握するための国産検査試薬及び検査キット、感染症から国民を守る国産治療薬及びワクチンの開発・生産力の一層の強化が、国の安全保障上、不可欠である。

国は、先に定めた「ワクチン開発・生産体制強化戦略」等に基づき、国産ワクチン・治療薬の研究開発や生産体制の強化など、引き続き積極的な財政支援を行うこと。

2 防疫体制の整備等

(1) 内閣感染症危機管理統括庁の設置を踏まえ、新たな感染症の発生及びまん延に備えて、平時から、国と地方が一体となって緊密な連携が図られるようにするための仕組みを導入するとともに、より国と地方が効果的・効率的に連携できる具体的な方策を早急に検討し、実現すること。

併せて、都道府県版CDCの設置に向けた全国的な制度の創設など、都道府県において、真に実効性のある感染症対策ができるよう、財源措置を含めた具体的な制度設計を早急に行うこと。

(2) 感染症は、我々の生活を一変させてしまうほどの脅威であることから、国は、感染症に対する基本的な対応方針や理念等を明示する必要がある。

国は、昨年改正された感染症法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法をはじめとする、あらゆる感染症に関する法律の拠りどころとなる、感染症対策に関する基本法の整備等を検討すること。

- (3) 新型コロナワクチンの効果や持続期間等に関する知見を収集し、接種の有効性・安全性について、国民が正しく判断するための情報をより積極的に発信すること。

さらには、健康被害救済制度に係る国審査のさらなる迅速化を図るとともに、ワクチン接種後に遷延する症状を訴える者への対応のため、国による専用相談窓口の設置や、遷延する症状に係る調査研究及び各医療機関で活用可能な治療ガイドライン等の策定を行うこと。

また、自治体において定期接種へ移行する十分な準備期間を確保するため、制度の枠組や体制の構築を早期に検討し、自治体の財源確保について配慮すること。

その際には、ワクチンの供給体制についても、他の定期接種のワクチンと同様の仕組みとなるよう構築すること。

3 医療提供体制の充実・強化

- (1) 症状に応じた適切な感染症医療を広く提供するためには、医師、看護師をはじめ、すべての医療従事者が感染症医療に精通する必要があり、また感染状況によっては、従事者が不足する地域も想定されることから、国による人材育成や派遣体制の整備を図ること。

特に新型コロナウイルス感染症の感染拡大時においては、多くの医療施設等で医師や看護師が従事できない事態が発生したため、新型コロナを含む感染症の感染拡大時においては、各施設において医師や看護師の確保ができるよう、労働者派遣に関

する規制を緩和すること。

- (2) 感染症法の改正により創設される協定締結医療機関などにおける感染者の受け入れ体制を円滑にするため、院内感染を防ぐための施設改修、医療機器の整備など、医療従事者が安心して働けるよう支援を行うこと。
- (3) 医療機関の経営支援に継続的に対処するとともに、医療機関における物価高騰の影響について国は臨時的な診療報酬の改定など全国一律の対策を講じること。
- (4) 新たな変異株の流行等に備え、重症化リスク等を迅速に把握できる仕組みを構築するとともに、地方公共団体にゲノムサーベイランスの実施を求める場合は、必要な経費については確実に全額国庫負担とすること。
- (5) 救急需要の多様化や新たな変異株の流行等による救急搬送件数及び病院収容までの所要時間の増加に備えるため、救急搬送業務におけるDXの推進や消防機関と救急医療機関の連携強化に資する取組等への財政支援を拡充すること。

4 防疫対策を踏まえた分散型国土の形成

今般の新型コロナウイルス感染症をきっかけとして、全国各地が感染症の脅威にも強くしなやかに対応し、持続的に成長できる「新次元の分散型国土」を形成する必要性が認識されたところである。

そこで、自然と共生する新たなライフスタイルの構築や、地域の魅力や活力を高める環境整備を着実に進めるなど、都市と地方が共に輝く国土の形成に向けた大胆かつ速やかな取組を行うこと。